

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

## 2 調査対象

日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる「大分類E－製造業」に属する全国の事業所（国および地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲とする。ただし、個人経営の事業所および法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類または細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

## 3 調査事項

以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種および従業者数に応じて必要な事項

- ① 事業所の名称、所在地および法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額または出資金額（会社に限る）
- ④ 事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費および人材派遣会社への支払額 \*
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費および転売した商品の仕入額 \*
- ⑧ 有形固定資産 \*
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額および原材料、燃料の在庫額○○
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 \*（品目別製造品在庫額除く）、○（品目別製造品在庫額）
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工貢収入額およびその他収入額の合計金額 \*
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 \*
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地および工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、③、⑨および⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求ることとする。

## 4 調査の方法

調査は、総務省および経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムまたは政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入手する。

## 5 基準となる期日または期間

令和6年（2024年）6月1日現在とする。

ただし、「3 調査事項」のうち、「\*」を付した事項については、原則として、令和5年（2023年）1月から12月までの1年間を対象とする。

また、「○」は令和5年（2023年）の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。